

広島県告示第百十四号

令和五年広島県告示第六百二十一号（特定地域づくり事業協同組合の認定）について、次のとおり変更した旨、東広島市特定地域づくり事業協同組合から届出があった。

令和七年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

東広島市特定地域づくり事業協同組合

二 住所

（変更前）東広島市河内町上河内一四五番地一

（変更後）東広島市豊栄町乃美七五〇番地一

三 代表者の氏名

（変更前）久保中 大貴

（変更後）近成 一志

四 特定地域づくり事業を行う事務所の名称

東広島市特定地域づくり事業協同組合事務所

五 特定地域づくり事業を行う事務所の所在地

（変更前）東広島市河内町上河内一四五番地一

（変更後）東広島市豊栄町乃美七五〇番地一

六 地区

東広島市豊栄町、福富町及び河内町

七 事業

1 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業

2 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

3 組合員の福利厚生に関する事業

4 前各号の事業に附帯する事業

八 有効期間の満了の日

令和十五年三月三十日